

ごみ減量推進員および協力員制度について

1. 明石市ごみ減量推進員とは

ごみ減量推進員とは、ごみ問題に対して立ち向かう地域のリーダーとして、市民と行政の橋渡し役となり、正しいごみの分別方法を地域に伝えたり、ごみ減量・リサイクルに関する活動を啓発・推進したりする人です。

● 取り組みの具体的な事例

報告・意見交換

- ▶ まち協の定例会、自治会にて意見交換等の実施
 - ・ ごみステーションでのマナーについて
 - ・ 校区内のごみ問題や環境問題について
 - ・ 協力員研修会の内容を伝達
 - ・ 集団回収がごみ減量へ直結することの説明及び推進

啓発・イベント

- ▶ ごみ減量に関する啓発の実施
 - ・ 資源回収の注意事項啓発（ごみカレンダー等）
 - ・ 新自治会長へ分別の徹底の依頼
 - ・ パンフレット等資料を用いた意識啓発
 - ・ ごみステーションのパトロール
 - ・ フードドライブに関する資料の配布
 - ・ 集団回収について、回覧、町内放送等でPR
- ▶ 清掃活動やイベントの実施
 - ・ ペットボトルのキャップ等の回収キャンペーン（小学校と協賛）
 - ・ ポイ捨て防止キャンペーン
 - ・ 校区、川、海岸、公園等のクリーンアップ
 - ・ 祭りごみの分別収集
 - ・ 小学生にポスターを依頼し、掲示板等で啓発。
 - ・ 回収BOXの設置
 - ・ 精霊流しの準備、立会等の実施。

2. 明石市ごみ減量推進協力員とは

ごみ減量協力員とは、「地域全体でごみを減らしていこう！！」という意識を醸成するために、モデルとなってごみ減量に取り組んでいただく人です。

まずは、家庭のごみ分別から取り組んでいただくことで、地域の手本となり、ひいては、地域全体のごみ減量・分別意識を促進していくことが期待されています。

● 取り組みの具体的な事例

分別・減量推進

- ▶ 地域の手本となって周囲の意識を醸成する
 - ・ 協力員のご家庭内で、できる範囲でごみの分別していただく。
(新聞や段ボールをもやすごみとして出さず、地域の集団回収や土曜日の行政回収に出すなど)
 - ・ 周囲の方に、ごみの分別や減量の知識を広めていただく など

※ごみステーションに出した他人のごみの分別をしていただく必要はありません。
- ▶ ごみ減量についての知識や意識を高める
 - ・ 協力員研修会に参加する。（任意。ご都合が合えば。）

<参考>

1. ごみ減量推進員

●明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（条例の施行に関し必要な事項を定めたもの）

第2章 ごみ減量推進員

（ごみ減量推進員）

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量、再生利用の促進及び適正な処理その他環境美化衛生について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るため、そのことについて理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（活動）

第2条の3 ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行う。

- （1） 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- （2） 資源物（廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを目的として市長が行う廃棄物等の収集において、分別して収集する物をいう。以下同じ。）の再生利用の推進
- （3） 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- （4） 地域の清潔の保持
- （5） その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

●明石市ごみ減量推進員制度実施要領（抜粋）

第1条（目的）

条例施行規則第2条の2の規定に基づき、明石市ごみ減量推進員（以下「推進員」という。）制度の実施について、この要領を定める。

第3条（選出方法）

推進員及び協力員（以下「推進員等」という。）の選出については、次のとおりとする。

推進員については、市内の各小学校区のまちづくり組織又は各小学校区の連合自治会（以下、各「校区まちづくり組織等」という。）から明石市ごみ減量推進員推薦書（様式第1号）をもって推薦された者から、市長が委嘱する。

2. ごみ減量推進協力員

●明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（条例の施行に関し必要な事項を定めたもの）

第2章 ごみ減量推進員

（ごみ減量推進員）

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量、再生利用の促進及び適正な処理その他環境美化衛生について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るため、そのことについて理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

●明石市ごみ減量推進員制度実施要領（抜粋）

（明石市ごみ減量推進協力員の設置）

第2条 市長は、規則第2条の3に規定する活動を推進員と協同して行う者として、明石市ごみ減量推進協力員（以下「協力員」という。）を設置するものとする。

（選出方法）

第3条 推進員及び協力員（以下「推進員等」という。）の選出については、次のとおりとする。

- （2） 協力員については、校区まちづくり組織等又は自治会から明石市ごみ減量推進協力員推薦書（様式第2号）をもって推薦された者から、市長が登録する。

（推進員等証の交付）

第6条 市長は、推進員等に対し、推進員等であることを証明するものとして明石市ごみ減量推進員証（様式第3号）又は明石市ごみ減量推進協力員証（様式第4号）を交付するものとする。